(令和2年8月18日施行)

(設置)

第1条 桐生市庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、専門的かつ幅広い見地から意見及び助言を得るため、桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとする。
  - (1) 基本計画の策定に関すること。
  - (2) その他本庁舎整備に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 有識者会議は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民団体等から選出された者
  - (3) 行政機関の職員
  - (4) 公募により選出した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から、基本計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、 可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、総務課庁舎建設準備室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委

員長が有識者会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月18日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日の翌日にその効力を失う。